

厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準の一部を改正する件（案）
に関する意見募集について

平成26年2月21日
厚生労働省老健局振興課

厚生労働省では、介護支援専門員の資質向上を図ることを目的として、「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準」（平成18年厚生労働省告示第218号）の改正を予定しております。つきましては、別紙について、下記のとおり御意見を募集いたします。

また、御意見に対しての個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

記

1 御意見募集期間

平成26年2月21日（金）～平成26年3月22日（土）（必着）

2 御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。

電話での受付はできませんので御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) FAXの場合

FAX番号：03-3503-7894
厚生労働省老健局振興課人材研修係宛て

(3) 郵送の場合

〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省老健局振興課人材研修係宛て

3 御意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。

また、お寄せいただいた内容については、氏名（法人名）・住所（所在地）を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。